


進路の手引き

3年間保存

令和8年度 発行

岐阜県立関特別支援学校
キャリア生徒支援部

目次



卒業生の進路について	1
I 自分のねがいを実現するために	2
1 小・中学部の児童生徒のキャリア発達課題	2
2 進路設計をしよう	3
3 進路選択にあたって	4
II 子どものねがいを実現するために ～保護者の役割～	6
1 わが子への理解を深める	6
2 日常生活で進路につながる基礎的な力を育てる	6
3 進路開拓に積極的に取り組む	7
4 地域生活を支えるために関係機関と連携する	7
5 進路関係の情報収集に努める	7
6 進路相談	7
III 当校進路支援の取組	8
1 年間行事計画	8
2 当校の進路支援の取組	12
IV 様々な進路	17
1 当校卒業生の進路先	17
2 進学	18
3 就職	20
4 障害福祉サービス事業所を利用した進路について	33
V 障害福祉サービスの利用	34
1 自立支援給付制度および地域生活支援事業で 受けられるサービス	34
2 障害福祉サービス利用の手続き	35
3 岐阜県障がい者福祉の手引き（HP版）	37



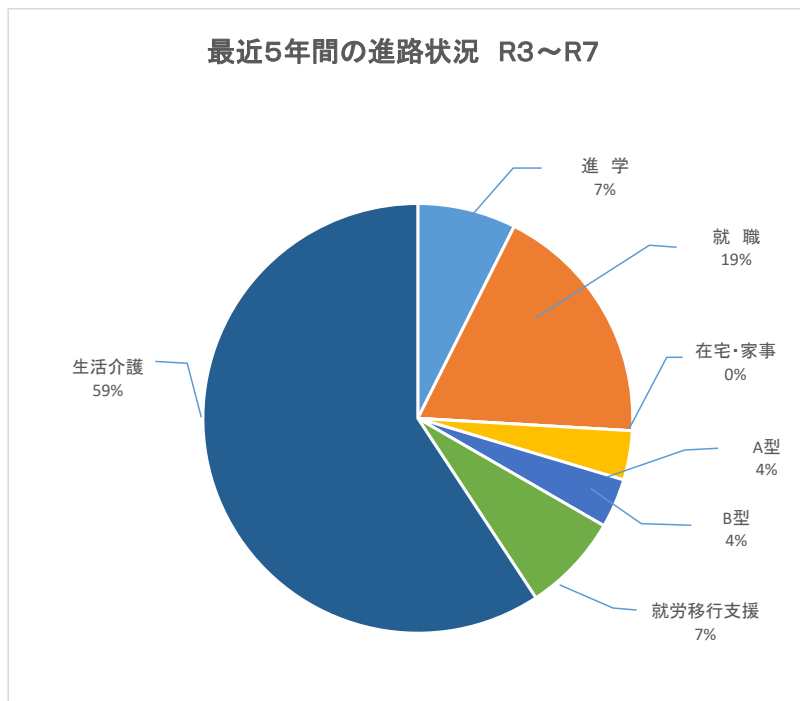
卒業生の進路について

岐阜県立関特別支援学校R8.3.31現在

進路先		年度	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計	
進学	4年制大学	男		1			1							1				2	
		女																	1
	短期大学	男																	0
		女	1	1															2
	専門学校	男																	0
		女								1						1			2
障害者職業能力開発校	男																	0	
	女			1														1	
就職		男	2	1	1		2		1		1		2	2			1	13	
		女			1	1		1						1				4	
家事手伝い		男																0	
		女							1									1	
在宅(居宅介護等)		男																0	
		女							1									1	
その他 (退学、措置延長、入院、物故者等)		男	2															2	
		女	1															1	
障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業所利用	就労継続支援	A型	男		1													1	
		女	2	1						1			1					5	
	B型	男		2					4	1	1	2						10	
		女	2	2		1	2		1			1			1			10	
	就労移行支援	男					1	1	1	1	1	1					1	7	
		女				2	1					1	1					5	
	生活介護	男	5	6	5	3	5	2	5	2	1	3	2	7	5	3	1	55	
		女	2	3	6	3	1	3	2	2	2	1	1	1		1	2	30	
	地域活動支援センター	男		1														1	
		女	1															1	
	日中一時支援	男									1					1		1	
		女																1	
	施設入所支援	男												1				1	
		女																0	
障害者支援施設	男								1								1		
	女																0		
短期入所(日帰り含)	男													2	1		3		
	女									1					1	2	4		
共同生活援助(グループホーム)	男											1				1	2		
	女																0		
進路先のべ人数			18	20	13	10	13	7	18	9	6	10	6	14	10	7	7	168	
高等部卒業生数			14	15	17	13	10	13	7	17	6	6	9	6	4	4	4	145	

※併用者はそれぞれの進路先でもカウントしてあります。そのためトータルが卒業生数より多くなっている場合があります。

令和7年度 卒業生の進路先
パッソ各務原校(就労移行支援事業所)
あいそら羽鳥(生活介護)
第2いぶき(生活介護)
らいふくらうどゆう(生活介護)
ここぼーくつむぎ(生活介護)
ワークショップハニー(生活介護)
世界ちゃんとモゲル丸先生の元気な仲間たち(短期入所)



I 自分のねがいを実現するために

1 小・中学部の児童生徒のキャリア発達課題

「進路」は「一人の人間としてどのように生きていくのか」を意味しています。小・中段階において、将来に向けてどのような力を養っていくとよいかを項目ごとにまとめました。

毎日の学校や家庭での学習、生活、訓練を大切にし、基礎的な力を育てていくことが、将来の生活に向けて大切になります。下記の(1)～(4)の内容を参考に、子どもの実態を見ながら、高等部やその先の生活に向けて日々の生活を大切に過ごしていけたらと思います。

(1) 心身に関すること

	小学部	中学部
健康	<ul style="list-style-type: none">・ 1日の生活リズムを身に付ける。・ 体調を身近な人に伝える。	<ul style="list-style-type: none">・ 生活リズムを身に付け、1日を健康的に過ごす。・ 体調をいろいろな人に伝える。・ 思春期による体や心の変化を知る。 (拘縮や側彎の進行、心の不安定さへの配慮)
身体の状態	<ul style="list-style-type: none">・ 緊張をゆるめる方法やリラックスする方法を身に付ける。・ 身近な人と一緒に、必要な運動に取り組む。・ 座位保持装置等を活用しながら、活動に合った姿勢をとる。	<ul style="list-style-type: none">・ 自分で意識しながら、緊張をゆるめる方法やリラックスする方法を身に付ける。・ 必要な運動を知り、自分から取り組む。・ 活動に応じた姿勢が定まる。

(2) 生活に関すること

	小学部	中学部
介助	<ul style="list-style-type: none">・ 介助や支援を心地よく受ける経験を積む。・ 家族以外の身近な人からの介助を受ける。・ 必要な介助が分かり、依頼やお礼を丁寧な言葉で伝える。	<ul style="list-style-type: none">・ いろいろな人からの介助を受ける。・ 身近な人がいなくても、必要な介助を伝える。・ 必要な介助について、相手に分かりやすく伝える。
日常生活動作	<ul style="list-style-type: none">・ 身近な人と食事や着替え、排泄等ができる。・ 着替えや食事等の基本的な動作を身に付ける。	<ul style="list-style-type: none">・ いろいろな人と食事や着替え、排泄等ができる。・ 自分でできる動作を増やす。

(3) 活動に関すること

	小学部	中学部
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 身近な人とあいさつをする習慣をつける。 身近な人に体験したことや気持ちを自分なりの方法で伝える。 自分の思いや気持ちを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の人に自分からあいさつをする。 自分なりの表現方法を身に付け、思いを伝える。 自分の思いや考えを相手に分かりやすく伝える。
活動の見通しや興味関心	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな活動を体験し、心地よい活動を増やす。 活動の流れに見通しや期待感をもつ。 自分で選ぶ経験をする。 好きな遊びや活動を見付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 好きな活動や自信をもって取り組める活動を増やす。 見通しや期待感を持ち、進んで取り組む。 主体的に選択をする。 仲間と関わりながら活動に取り組む。

(4) 社会自立に関すること

	小学部	中学部
集団参加	<ul style="list-style-type: none"> 学校での生活に慣れ、生き生きと活動できる。 学級や家庭以外の場でも身近な人を支えにして過ごす。 	<ul style="list-style-type: none"> 安心して過ごせる集団や場所を増やす。 普段と違う集団や場所での活動に進んで参加する。(福祉サービスの利用など)
働く	<ul style="list-style-type: none"> 係活動や当番、お手伝いに取り組む。 将来や職業への憧れをもち、身近な職業について学ぶ。 身近な人と一緒に公共交通機関を利用して外出経験をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校や家庭における役割を知り、進んで取り組む。 いろいろな職業について知り、仕事を体験して学ぶ。 公共交通機関を利用した外出経験を積む。
余暇	<ul style="list-style-type: none"> 好きなことをして一人で遊ぶ時間をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人で過ごす時間をもつ。 余暇を充実させる。

2 進路設計をしよう

高等部になると自分で進路を考える必要があります。進路設計は、卒業後を見通して進路希望実現のために作る計画です。将来の夢や希望はありますか。「なんとかなる」「なるようになる」ではなく、「どんなふうに生きていきたいか」を考え、自己理解(自分の障がい、得意なこと、苦手なこと、必要な支援など)を深めながら考えていきましょう。将来の夢や希望の実現に向けて、高等部1、2、3年と一つ一つ着実に力を付けていくことが大切です。「進路を決め、どのように実現していくか」を具体的に進路設計してみましょう。

- | |
|---|
| <p>1年生：自己を客観的に見つめる力を付け、多様な進路の情報を知る。</p> <p>2年生：自己理解を深め、卒業後の自分の生き方を探る。</p> <p>3年生：卒業後の進路先を決定し、将来の社会生活に意欲をもつ。</p> |
|---|

3 進路選択にあたって

(1) 自分を深く見つめよう

進路の決定には、自分自身の適性はもとより、自分の障がいをよく理解することが大切です。また、進路を考える過程では、保護者や支援者、友達など周囲の人の意見にも耳を傾けてみましょう。それぞれの考えの違いを考えることが、自分に合った進路を見つける手掛かりになります。

まずは自分のありのままを見つめ、「自分はどう生きていったらよいか」と問い直してください。進路選択はそこから始まります。

自分の適性を十分伸ばし、努力を積み重ね、納得のいく人生につなげるために「自己理解」を深めていきましょう。

(2) 実体験を通して自分をスキルアップしよう

高等部では、進路体験実習で勤労にかかわる体験的な活動を行い、協調して粘り強く働くことや創造することの喜びを体得し、働く意欲・技能・態度を身に付け、現場の緊張感、厳しさを学んでいきます。

P9～P11に進路支援年間行事が一覧表にしてあります。実体験の中で、自分の適性、弱点を知り、できたこと、できなかったこと、難しかったことをできるだけ具体的に明確にして、それらを課題として日常生活、学校生活の中で克服していくように努力してください。どうしてもよいかわからなくなったら、家の人、学校の先生に相談してみましょう。「難しい」、「つらい」と感じることもあるかもしれませんが、少しずつあきらめずに続けていけば、きっと、解決の道は見えてきます。

(3) 社会自立のためのキャリアプランを立てよう

社会参加・社会自立のためには障害福祉サービスを上手に利用することが大切です。障害福祉サービスを受けるためには市町村の担当機関の窓口を訪れ、相談することが第一歩です。高等部は1年生より地域実習で居住市町村関係機関を訪問し、現在のニーズに合ったキャリアプランを立てる機会を用意しています。2年生では、キャリアプランの具体的な計画を進め、18歳になるまでに行われる障害支援区分判定の日程調整をします。高等部3年生になると移行支援会議を行い、卒業後の進路先、生活のニーズに合ったキャリアプランの作成をするため、市町村担当機関や進路先等と合同の支援会議を行います。自分自身をよく知ることはもちろん、現在の生活を客観的に把握して、さらにいろいろな支援機関のアドバイスを受けてサービスの利用計画を作成しましょう。

(4) 卒業生支援相談から出てきた問題

関特別支援学校では旧担任やキャリア生徒支援部を中心に卒業生支援相談を実施しています。卒業生や進路先の方との面談から卒業後の生活や就労の中で起こりやすい事柄が見えてきました。みなさんは在学中からこれらの事柄についてよく考え、必要な力や支援の受け方について検討しておくことが大切です。

〈健康〉

体が硬くなってきた、肩こりがひどい、体重が増えた、腰痛がひどいといったことを訴

える人がいます。身体の不調、二次障がいが原因で離職したり、福祉サービスの利用が難しくなったりする例が多くあります。

〈対人関係〉

離職の原因の一番は対人関係です。自分の気持ちが伝えられず、誤解を招いたり、消極的なため友達ができず職場で孤立したりすることが離職につながる例があります。

〈自立〉

親元を離れて生活することや一人で生活を営んでいくことについて不安を感じる人も少なくありません。身の回りの整理整頓、自炊、金銭管理、公共交通機関の利用等を、自分でできることと支援を受けることの区別が難しく、周囲の支援に頼るといった傾向を指摘されることがあります。

〈自己理解〉

仕事の適性や自分の障がいと必要な支援についての理解不足が原因で、心や身体に無理が生じ、仕事が続けられなくなるといったこともあります。

〈環境への適応〉

障がい重い人の例です。親が元気なうちはということで、サービスの利用経験のない方が、家庭の都合でどうしても日中一時支援や短期入所を利用しなくてはいけなくなりました。障害福祉サービス事業所に1週間滞在したところ、家族以外の介助を受けることに抵抗感があり、不眠症になり、食事も摂れなくなって体調を崩し、入院したということがありました。

健康面では、かかりつけの病院に定期的に通院し、障がいとうまくつきあって社会参加をしている人もいます。対人関係では、学校時代の友達関係だけでなく、新しい人間関係をつくっていくことも大切です。相談・支援機関は、市町村担当機関だけでなく、障害者就業・生活支援センター、障害者生活支援センターをはじめ、多くの相談窓口が用意されています。『障がい者福祉の手引き』を活用し、相談をして、自分にあった支援を受けられるように在学中から準備をしておく必要があります。

Ⅱ 子どものねがいを実現するために ～保護者の役割～

高等部に入学すると「進路について早い段階から考えてください」と担任から言われ戸惑われた経験のある方もいらっしゃるかと思います。また、「進路」について「就職先や利用する障害福祉サービスを探す」「進路は高3になってから考えればよい」とイメージされることもあるかもしれませんが、「進路」は「一人の人間としてどのように生きていくのか」を意味しています。

進路決定の時期になると、社会に出ていくための力について改めて考える場合があります。実習先から身に付けていきたい力について厳しい指摘を受けることもあります。これらのことは、学校にとっても指導や支援の在り方を見直す大切な機会であり、同時にご家庭と学校が一緒になってお子さんの成長を支えていくための大切な情報でもあります。

そこで、ここでは、保護者の方々に、ご家庭で心掛けていただきたいことや日々の生活や経験の積み重ねの中で、お子さん自身が将来に向けて育んでいくとよい力について整理しました。

1 わが子への理解を深める

- わが子の障がい・能力・適性などの状況を正しくつかみ、それに合った進路を早い時期から考えていく
- 日常生活や身体面については、特に力を入れて継続的に取り組むことについて具体的な努力目標を定める
- 我が子の短所だけでなく、長所を見つけて伸ばすように心がける

2 日常生活で進路につながる基礎的な力を育てる

毎日の学校や家庭での学習・生活・訓練を大切にすることがそのまま「進路支援」であるといっても過言ではありません。毎日の生活を大切にしながらその基礎的な力を育て、小さな成長や変化にも目を向け、今の姿から一歩先を見据えた目標について考えていくことが大切です。

この時期だから経験できること身に付けていけることがあります。後で気付いて取り戻そうとしても、何倍もの時間がかかることもあります。学校と家庭が連携しながら、お子さんの実態を見極め、日々の努力を積み重ね、将来に向けた選択や意思決定につなげていきましょう。

(1) 学習面では

- 日々の学習を通して基礎的な学力を身に付ける
- 家庭学習にきちんと取り組む習慣を付け、自分の課題に自主的に取り組む
- 自分から動き出す力や、周りの人や物に働きかける力を育てる

(2) 生活面では

- あいさつ、言葉遣い、食事のマナーなど身辺処理や基本的な生活習慣を身に付ける
- 買い物や外出など一人のできるようにし、生活経験を広げる
- 公共交通機関を一人で利用できる
- 家庭生活の中で本人ができる役割を与える
- 学校でどんなことがあったか、どんな勉強をしてきたかなど、親子の会話、触れ合う時間をつくる

(3) 身体的な面では

- 毎日距離を決めて散歩したり、運動したりして基礎体力を伸ばす
- 自分で健康・安全の管理ができる力を育てる
- 手の動きや目と手の協応、両手の協応動作の訓練になるような手伝いを家庭で行う

(4) 環境的な面では

- 本人の体力に合わせ、毎日散歩、日光浴、マッサージ、訓練などを続け、基礎体力の向上と健康の保持・増進に努める
- 家族や、地域のいろいろな人と触れ合う機会を多くし、家族や身近な人以外にも気持ちを表現できるようにするなど、環境への適応力を高めていくため、地域の行事に積極的に参加するよう心がける
- いろいろな遊びを通して様々な刺激を与え、周りの人や物と関わる力を育てる
- 福祉サービス等を活用し学校以外の場所で親や教師以外の人と一緒に過ごせる等、対人関係の力や生活の幅を広げる

3 進路開拓に積極的に取り組む

進路開拓は、学校も全力で取り組んでいきますが、保護者の皆さんも担任やキャリア生徒支援部と密接な連絡を取りながら、学校と共に取り組んでください。

また、地域実習の機会に各市町村の関係機関とのつながりをもってください。在学中からお子さんのニーズ（医療的ケア等も含めて）を明らかにして、要望を提出していくことが大切です。そして、在学中から福祉サービスを利用することで、短期入所や日中一時支援、ヘルパー利用等、受けることができるサービスの幅を広げ、事業所とのつながりを作っていくことも大切です。

4 地域生活を支えるために関係機関と連携する

障がいの有無にかかわらず、人は一人だけでは生きていけません。社会の様々な人と関わり合い助け合って生活しています。そして、障がいのある方の社会参加・自立には、関係機関などからの様々な援助が必要です。居住する市町村の社会福祉協議会、障害者就業・生活支援センター、障害者生活支援センターをはじめ、多くの相談窓口が用意されています。（『障がい者福祉の手引き』参照）

「頼れる相談相手」と連携し、ご本人・ご家族が生涯にわたって安心して暮らせるサポート体制を整えていきましょう。

5 進路関係の情報収集に努める

- キャリア生徒支援部から情報提供
「キャリア生徒支援部だより STEP UP」（年数回発行）、進路の手引き（当冊子）

下記は保護者の方にも参加していただける行事です。積極的に参加ください。

進路週間（高等部）、進路体験実習（中学部）、高等部地域実習（高等部1・2年生）、進路講話、移行支援会議（高等部3年生）、進路発表会

障害福祉サービス事業所の行事案内等はパンフレットを配付したり、「キャリア生徒支援部だより」に載せたりしています。積極的に参加をしたり見学をしたりするなど、つながりをどんどん作ってください。

6 進路相談

進路については、まず担任の先生に相談してください。また、キャリア生徒支援部でも随時相談に応じています。よりよい進路選択を進めていくためには正確な情報が必要です。加えて家庭と学校、関係機関が連携を取ることも大切です。小・中学部段階から個別懇談やつながる会等を積極的に活用し、支援機関等とのつながりを作っていきましょう。

Ⅲ 当校進路支援の取組

(1) 小・中学部 進路支援年間行事一覧

月	小学部	中1年生	中2年生	中3年生	高等部
4	保護者懇談[進路相談含]				
				【進路希望調査】(中3・高1)	
5		進路オリエンテーションへの参加(希望者)			就職相談会2・3年 進路オリエンテーション
		高等部進路週間への参観(希望者)			【進路週間】
7	福祉サービス事業所説明会				
		【進路体験実習】			アビリンピック
		高等部地域実習への参加(希望者)			【地域実習】
8	進路研修会への参加(希望者)R8年度はなし				
	【卒業生保護者との交流会】				
9				高等部入学教育相談 (9月～11月)	
	【進路講話】(希望者)				【進路講話(卒業生講話)】
	保護者懇談会				
	進路希望調査(小・中・高2)				
10	【中学部体験入学】				
11					【進路週間】
12				【高等部体験入学】	
1				高等部入学願書提出	
2		【高等部授業体験】		高等部入学者選考検査 高等部合格発表	移行支援会議
		【高等部進路発表会への参加】(希望者)			【進路発表会】
3	保護者懇談[進路相談含]				
					進路希望調査(高1・2)

※高等学校受検希望の生徒については、個別で対応する。

(2) 高等部1年生 進路支援年間行事一覧

	全般	進学	就職	福祉サービス利用
4	進路希望調査 保護者懇談・進路相談	進路希望調査	進路希望調査	進路希望調査
5	進路週間オリエンテーション マナー研修	自主学習開始 基礎力診断テスト	自主学習開始 基礎力診断テスト	
6	【進路週間】	【進路週間】 校内作業実習、集中学習	【進路週間】 校内作業実習	【進路週間】 校内作業実習
7	進路体験実習先調査 【地域実習】 進路相談 障がい者技能競技大会 (アビリンピック) 障がい福祉サービス事業所説明会	進路体験実習先調査 【地域実習】 市町関係機関訪問 大学・専門学校等見学 大学等オープンキャンパス参加	進路体験実習先調査 【地域実習】 市町関係機関訪問 企業等見学 進路体験実習	進路体験実習先調査 【地域実習】 市町関係機関訪問 福祉サービス事業所等見学
8	【地域実習】	【地域実習】 市町関係機関訪問 大学・専門学校等見学等 大学等オープンキャンパス	【地域実習】 市町関係機関訪問 企業見学・ハローワーク訪問等 障害者職業能力開発校体験入学 進路体験実習	【地域実習】 市町関係機関訪問 福祉サービス事業所等見学
9	職場見学 進路講話(卒業生の話) 保護者懇談・進路相談			
10		大学等見学 大学・学部・学科選択	企業等見学	福祉サービス事業所等見学
11	【進路週間】	【進路週間】 進路体験実習、集中学習	【進路週間】 進路体験実習	【進路週間】 進路体験実習
12		進学希望者懇談		
1				
2	進路発表会 保護者懇談・進路相談 進路希望・進路体験実習先調査	進路希望・進路体験実習先調査	進路希望・進路体験実習先調査	進路希望・進路体験実習先調査
3		大学等見学 大学・学部・学科選択		

(3) 高等部2年生 進路支援年間行事一覧

	全般	進学	就職	福祉サービス利用
4	保護者懇談・進路相談	自主学習開始	自主学習開始	
5	進路週間オリエンテーション	進学希望者懇談 基礎力診断テスト	基礎力診断テスト 進路体験実習打ち合わせ	進路体験実習打ち合わせ
6	【進路週間】	【進路週間】 進路体験実習、集中学習	【進路週間】 進路体験実習	【進路週間】 進路体験実習
7	進路体験実習先調査 【地域実習】 障がい者技能競技大会 (アビリンピック) 障がい福祉サービス事業所説明会 就職相談会(仮登録)	進路体験実習先調査 【地域実習】 市町関係機関訪問 大学・専門学校等見学 大学等オープンキャンパス参加 就職相談会(仮登録)	進路体験実習先調査 【地域実習】 市町関係機関訪問 企業等見学 進路体験実習 就職相談会(仮登録)	進路体験実習先調査 【地域実習】 市町関係機関訪問 福祉サービス事業所等見学 進路体験実習 就職相談会(A型事業所希望者)
8	【地域実習】	【地域実習】 市町関係機関訪問 大学・専門学校等見学等 大学等オープンキャンパス参加	【地域実習】 市町関係機関訪問 企業見学・ハローワーク訪問等 障害者職業能力開発校体験入学 進路体験実習	【地域実習】 市町村関係機関訪問 福祉サービス事業所等見学 進路体験実習
9	職場見学 進路講話(卒業生の話) 保護者懇談・進路相談 進路希望調査	進路希望調査	進路希望調査	進路希望調査
10			進路体験実習打ち合わせ	進路体験実習打ち合わせ
11	【進路週間】	【進路週間】 進路体験実習、集中学習 大学等見学 大学・学部・学科選択	【進路週間】 進路体験実習 企業等見学	【進路週間】 進路体験実習 福祉サービス事業所等見学
12		進学希望者懇談		
1				
2	進路発表会 保護者懇談・進路相談	大学等見学	企業等見学	
	進路希望・進路体験実習先調査	進路希望・進路体験実習先調査	進路希望・進路体験実習先調査	進路希望・進路体験実習先調査
3		大学等見学 大学・学部・学科選択		

(4) 高等部3年生 進路支援年間行事一覧

	全般	進学	就職	福祉サービス利用
4	保護者懇談・進路相談 【地域実習】(随時)	入学試験対策開始 自主学習開始	就職試験対策開始 自主学習開始	事業所見学・進路体験実習
5	進路週間オリエンテーション	進学希望者懇談 基礎力診断テスト	企業見学 基礎力診断テスト	事業所見学・進路体験実習 就労選択支援事業アセスメント打ち合わせ
6	【進路週間】	【進路週間】 集中学習 大学等見学	【進路週間】 進路体験実習	【進路週間】 進路体験実習 就労選択支援事業アセスメント
7	保護者懇談・進路相談 障がい者技能競技大会 (アビリンピック) 障がい福祉サービス事業所説明会 就職相談会(求職登録)	大学・専門学校等見学 大学等オープンキャンパス参加 就職相談会(能力開発校希望者)	進路体験実習 求人受付開始 県職員試験案内配布 就職相談会(求職登録)	進路体験実習 就職相談会(求職登録)
8	【地域実習】(随時)	総合型選抜入試出願 大学・専門学校等見学 大学等オープンキャンパス参加	進路体験実習 障害者職業能力開発校体験入学 就職者推薦・選考 県職員試験申込受付	進路体験実習
9	進路講話(卒業生の話) 保護者懇談	大学等推薦入試開始 大学入学共通テスト受験案内配布 面接指導	進路体験実習 面接指導 推薦・選考開始	進路体験実習
10	【進路週間】	【進路週間】 大学等推薦入試 大学入学共通テスト出願	【進路週間】 進路体験実習 選考後随時内定	【進路週間】 進路体験実習 就労選択支援事業
11		大学等推薦入試	進路体験実習 県職員1次試験・合格発表 県職員2次試験 岐阜県障がい者職業能力開発校第1回選考検査 就職合同面接会(中濃・岐阜・西濃圏域)	進路体験実習
12		大学等推薦入試	進路体験実習 県職員2次試験合格発表	進路体験実習
1	移行支援会議:進路先及び関係機関	大学入学共通テスト 大学・短大等一般入試開始	職業評価	移行支援会議
2	移行支援会議:進路先及び関係機関 進路発表会	移行支援会議 大学・短大等一般入試 国公立大学一般入試前期日程	移行支援会議 岐阜県障がい者職業能力開発校第2回選考検査	移行支援会議
3		大学・短大等一般入試 国公立大学一般入試後期日程	岐阜県障がい者職業能力開発校第3回選考検査	

2 当校の進路支援の取組

(1) 個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」は、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携して一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画であり、これらの関係機関等による連携協力体制で地域社会に生きる個人を支援していくための道具（ツール）であり、以下のようなメリットが考えられます。

- ・小学部→中学部→高等部と、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進するための一貫した支援を行うことができる。
- ・学校、保護者、地域の関係機関の連携により児童生徒の自立への課題の解決を図ることができる。
- ・地域の関係機関との連携を充実させることにより、児童生徒の地域参加を支援できる。

「個別の教育支援計画」を基に、高等部では地域実習、移行支援会議を実施して、一人一人の生徒の関係機関等による連携協力体制をつくり、進路支援を行います。

(2) 進路希望調査について

全校の児童生徒を対象に実施します。小学部、中学部1・2年生は9月、3年生は4、9月に実施します。高等部1年生は4、2月、2年生は9、2月に実施します。

(3) キャリア生徒支援部だより（STEP UP）・進路情報掲示板

キャリア生徒支援部だより「STEP UP」は年数回程度発行し、進路関連の行事の報告や進路に関する情報を提供します。情報掲示は、各学部エントランスや高等部教室前にキャリア情報の掲示板を設置しています。事務室前には進路情報コーナーを設置し、進学関係、就職関係の各種の刊行物や事業所に関するパンフレット等をご覧いただくことができます。必要なものがある場合はお申し出ください。

(4) 進路行事について

① 就職相談会

関公共職業安定所（ハローワーク関）の障がい者担当職業指導官に来校していただき、求職登録を行います。対象は、中学部3年生、高等部3年生の就職希望者及び保護者です。また、高等部2年生の就職希望者も参加し、仮登録を行うことができます。

② 進路体験実習

中学部2年生の生徒が保護者と一緒に関市近郊の事業所や企業で活動を体験します。

高等部は進路週間に進路体験実習を行います。特に3年生については必要に応じて見学や実習を積極的に行い、進路決定につなげます。

③ 進路講話

外部から講師（卒業生）を招き、生徒向けの進路の話を聞きます。保護者にも参加していただくことができます。

④ 進路週間

高等部全員が対象の行事です。1年生は校内作業実習を実施し、進学希望者は集中学習も行います。校内作業実習は、ゴムのバリ取りや製品の袋詰めなどの軽作業等を行います。2・3年生は進学希望者を対象にした集中学習、模擬試験、進路希望に応じて企業、自治体、福祉サービス事業所で実体験を行う進路体験実習を実施します。

進路週間のねらいは下記のとおりです。

- ・校内作業実習をとおして働くことの基礎や意味を学ぶ。
- ・企業や福祉サービス事業所での進路体験実習をとおして、自己の能力、適性、障がいなどについて理解を深め、社会的自立・職業的自立に向けた実践力を育てる。
- ・企業で働く人や福祉サービス事業を利用する人との交流をとおして社会性を身に付ける。
- ・集中学習をとおして、大学への進学や就職試験のための意欲及び学習姿勢を養う。

⑤ 地域実習

高等部では、在学中より居住する地域の障がい者福祉について理解し、地域とのつながりを広げていくことが必要であると考え、市町の関係機関を訪問、または来校いただいで地域実習を実施しています。1年生は市町ごとにグループで夏季休業中に、2・3年生の該当者は随時必要に応じて行います。

関係機関との懇談では、個々の進路希望について、各市町における計画相談、身体障害者手帳の交付・更新や車いす・補装具の製作、福祉サービスの確認等を行います。生徒、保護者の方は、予めニーズをまとめておいた上で本懇談に臨むと有意義な実習になると考えます。地域実習での事業所の見学先は、P.14、P.15を参照下さい。

ア 地域実習等で見学した主な企業・就労継続支援A型事業所・自治体等

<p>岐阜市</p>	<p>イトーヨーカドー柳津店(商品出し) ライフ+B1:B8プランサポート(パン作り) 岐阜県図書館(図書館業務) 岐阜県庁(事務) ギフ福祉ネットワーク東部(事務・介護) イオン柳津店(商品出し) 中部電力株式会社(事務) 郵便局株式会社(事務) 岐阜市障がい福祉課(事務) 岐阜なめきファーム(A型:軽作業) わかば農園(野菜洗浄) オハナ・ドリームス(A型:婦人服商品整理) 清流園(A型:軽作業、製パン、喫茶) Man to Man Animo株式会社(Web、事務) 合資会社フェニックス(A型:軽作業)</p>
<p>各務原市</p>	<p>カーサ・レスパート(介護) 各務原市中央図書館(図書館業務) もりの本やさん(図書館業務) 三洋堂各務原店(店舗業務) 生活協同組合コープぎふ(事務) イオンモール各務原店(品出し) 各務野神饌ヘルスフード(食品加工) イオンタウンペットフォレスト(生体管理等) HOAO(A型:軽作業) 航空自衛隊岐阜基地(事務、管理)</p>
<p>関市</p>	<p>つるや(食堂業務) 桜(食堂業務) イオン(事務) 丸石工業所(メッキ) 福山通運ぎふ関営業所(事務) 長谷川刃物(製造) ヤマト運輸岐阜ベース(宅配便仕分、事務) マルキ稲口店(商品出し) 金田洋鋏製作所(製造) オンダ製作所(製造) 長谷川刃物(製造) 木村メタル産業関エコテクノロジーセンター(家電製品解体、リサイクル) 関チョーサー(製造) 関市生涯学習課(事務) 関市立図書館(図書館業務) ユニー関店(商品出し) パコラ(パン製造) 関市社会福祉協議会(事務・介護) 株式会社かがやき(A型:軽作業) ヒロボー&マーボー関(A型:軽作業)</p>
<p>美濃市</p>	<p>武井化成(製造) 農業サポートセンターグリーンメック(販売) 日本トムソン(製造) 美濃市社会福祉協議会(事務・介護)</p>
<p>美濃加茂市</p>	<p>魚国(食堂業務) マジックガーデン(園芸) 美濃加茂市中央図書館(図書館業務) 美濃加茂市東図書館(図書館業務) 東和組立(製造) シーシーアイ(製造) みのかも西デイサービスセンターあじさい(介護) ユニバーサル製缶(製造、事務) 中部台ケアセンター(介護) 中濃振興局(事務) 美濃加茂市社会福祉協力会、夢街道(事務、販売) 美濃加茂市社会福祉協議会(事務・介護)</p>
<p>郡上市</p>	<p>りあらいず和 スマイルキッチン(事務・調理補助) アサヒフオージ白鳥工場(製造) Aコープめぐみの(食品加工、品出し) 白鳥恵那愛知電機(製造) デイリー郡上バカンス(サービス)</p>
<p>大垣市</p>	<p>バーチャルメディア工房ぎふ(事務、Web)</p>
<p>県外</p>	<p>わだちコンピュータハウス(名古屋市、事務) 木村メタル産業(小牧市、リサイクル) テクノライン(犬山市、CAD設計)</p>

イ 地域実習等で見学した福祉サービス事業所等

(就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所、生活介護事業所)

岐阜市	岐阜県身体障害者更生指導所(軽作業) はなみずき苑(生活介護) いぶき(軽作業) 第二いぶき(療育、軽作業) 清流園(軽作業) ポップコーン(軽作業・生活介護) サンフレンドうずら障害者センター(地域活動支援センター) サンフレンドみわ障害者センター(地域活動支援センター) ワークサポートやないづ(軽作業) あじさいの家・第二あじさいの家(生活介護) いぶきゆめひろ共同作業所(軽作業) ふくろうの家(製菓) 嘉百合園(軽作業・生活介護) 長良ひまわり社(軽作業) ビー・カンパニー(軽作業) アミティ寺田(生活介護) ウエルテクノス岐阜(情報通信、就労支援) オリーブ(生活介護) ワークステーション岐阜(軽作業) パッソ岐阜校(就労移行) 福百合園(軽作業・生活介護) 世界ちゃんとモゲル丸先生の元気な仲間たち(生活介護) オークヴィレッジ(生活介護)
羽島市	バリカム元気社(軽作業) でいあいオールミックス(生活介護) あいそら羽島、グッドジョブ羽島(生活介護、軽作業) 生活介護たけはな(軽作業)
各務原市	さわらび苑(軽作業) 各務原市福祉の里(軽作業・生活介護) 虹の家(軽作業) きざはし(軽作業) あしたの会共働学校(喫茶・軽作業) マヴィープラス・マヴィープラス2(生活介護) あんしんネットワークス(B型) 世界ちゃんとモゲル丸先生の元気なショートステイ(短期入所)
山県市	あしたの会自然の家(軽作業) 生活の家桜美寮(軽作業・生活介護) 幸報苑(軽作業) ワークス伊自良(軽作業)
瑞穂市	ほたる(軽作業) すみれの家(クッキー作り、軽作業)
羽島郡	岐南町社会就労センター(岐南町、軽作業)
大垣市	パン工房ドリーム(パン作り) あゆみの家分場ぐっどらんど(軽作業) 緑の丘(パン作り、軽作業) かわなみ作業所(軽作業) すまいるらんど(軽作業) いぶき作業所(軽作業) 林町デイセンター(生活介護) ウエルテクノス(情報通信業、就労移行) 新家大垣(軽作業)
海津市	クローバー(南濃町、軽作業)
不破郡	オリーブ(生活介護) あゆみの家デイサービスセンター(生活介護)
羽島郡	ゆきの舞(岐南町、生活介護)
関市	わーきんぐはうすポスト(軽作業) あおぞらの家(軽作業) ワンハートおひさま(軽作業) あしたのいえ(軽作業・生活介護) レインボーハートフル生活介護(製パン、喫茶、軽作業) いちいの杜ハートフル(生活介護) だいち(軽作業・生活介護) 美谷の風(生活介護) ウエルマッシュ美谷(弁当作り) ひまわりの丘(軽作業) 多機能型事業所つくし(生活介護・B型) エルロン事業所(A型・B型)
美濃市	みのりの家(軽作業) 陽光園(生活介護)
美濃加茂市	太陽の家(軽作業) ひまわりの家(軽作業) デイサービスセンターあじさい(生活介護) COCORO CHOCOLATE(B型)
郡上市	ぶなの木学園(軽作業) スマイルドーナッツ(郡上市、軽作業) みずほ園(軽作業)
可児市	ふれあいの里可児(生活介護、軽作業)
加茂郡	ゆうゆう舎(川辺町、軽作業)
可児郡	あゆみ館(軽作業・生活介護) 御嵩町デイサービスセンター(生活介護)
多治見市	はだし工房共同作業所(軽作業) なごみの杜かさはら(軽作業・生活介護)、優が丘(軽作業)
県外	ひかり園・輝湖里(長浜市、軽作業)、夢の家(春日井市、生活介護) ライフサポートおりーぶ(江南市、生活介護) ハピネス藤里(江南市、生活介護)

ウ 地域実習で見学した大学・訓練校等 オープンキャンパス参加先

日本福祉大学 岐阜経済大学 東海学院大学 中部学院大学 東海学園大学 名城大学都市情報学部
愛知県立大学 愛知淑徳大学 中京短期大学 中部大学 修文大学短期大学部 岐阜市立女子短期大学
国際たくみアカデミー 東海職業能力開発大学校 愛知障害者職業能力開発校 春日台職業訓練校
東京障害者能力開発校 国立職業リハビリテーションセンター 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター
名古屋モード学園 愛知文化服飾専門学校 明美文化服装専門学校 名古屋ファッション専門学校

⑥ 岐阜県版デュアルシステムと企業内作業学習について

(〈岐阜県特別支援教育ネット〉働きたい!応援団 ぎふより)

ア 岐阜県版デュアルシステム

「デュアルシステム」は、学校における職業教育と企業における作業学習の2本柱で、企業就労につなげるシステムのことを言います。高等部1・2年の段階で、働くことへの意欲や技能を高めるとともに、より多くの職種を体験することで個々の職業適性を見極め、雇用につながる実習を行います。

イ 企業内作業学習

特別支援学校高等部では、木工や窯業などの作業学習を行っていますが、地域や企業のニーズに対応するため、学習の場を専門的な環境である企業へと移し、専門的な環境で、例えば、1～2ヶ月の長期間、継続的に行う作業学習のことを言います。

(実施期間、方法については、企業側のニーズに沿った形で実施します。)

資料 「働きたい!応援団 ぎふ」について

事業の目的(特別支援学校チャレンジ実習事業の研究報告より)

特別支援学校高等部において、一般企業への就職を希望している生徒が増加していることを踏まえ、高等部卒業後、社会的に自立した生活を送るために必要な「働く力」を育成するため、学校と企業が連携のもと、企業内作業学習の実践研究を行い、「岐阜県版デュアルシステム」のモデルを構築します。

※「働きたい!応援団 ぎふ」

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/7604.html#saport1>)のサポーター企業一覧の中の企業であれば職場見学が可能です。また、企業によっては適性等を確認の上、就業体験、企業内作業学習が可能です。

令和8年2月末現在で、1084社がサポーター企業として登録されています。

ロゴマークのコンセプト

特別支援学校高等部卒業後、「地域で働き、地域に貢献したい」という生徒の強い思いや何事にも前向きに取り組み、働く力を高めていこうとする姿を岐阜県の“G”で表現しています。



働きたい!応援団 ぎふ

IV 様々な進路

1 当校卒業生の進路先

過去の卒業生が以下の学校や企業・事業所等に進みました。

大学、職業訓練校、専門学校	
岐阜経済大学	日本福祉大学 中部大学 東海学院大学 岐阜市立女子短期大学
修文大学短期大学部	東京障害者職業能力開発校 愛知障害者職業能力開発校
あいち造形デザイン専門学校	名古屋モード学園

企業	
生産・労務・製造	東和組立株式会社 めぐみの農業協同組合 郡上バカンス アイシン株式会社
販売 事務	美濃加茂市社会福祉協力会・夢街道 西美濃農協ファーマーズマーケット 太平洋工業株式会社 中部電力株式会社 介護老人福祉施設千寿の里 郵便局株式会社岐阜中央郵便局 生活協同組合コープぎふ 株式会社アイキ ギフ福祉ネットワーク東部 高砂工業 サンビュー可児 日本赤十字社岐阜県支部 株式会社ユタカファーマシー 山内ホスピタル介護老人保健施設 リハビリランド
専門職 公務員	アライブ株式会社 Man to Man Animo株式会社 岐阜県職員 多治見土木事務所 郡上市役所

就労移行支援事業所	
清流園	パツソ岐阜校 ひまわりの丘第三学園 ワークサポートあすなろ パツソ各務原校

就労継続支援A型事業所	
オハナ・ドリームス	株式会社さきずな りあらいず和 ヒロボー&マーボー関

就労継続支援B型事業所	
清流園	ハーモニー大垣 東濃ワークキャンパス ぶなの木学園 いぶき作業所 ビー・カンパニー グッドジョブ羽島 ふれあいの里可児作業所 わだちコンピュータハウス クローバー 合資会社フェニックス 就労支援きざはし 結リンク リハビリランド 嘉百合園

生活介護事業所、地域活動支援センター等	
いちいの杜ハートフル	あゆみ館 ゆうゆう舎川辺 あいそら羽島 オールミックス 幸報苑 三光園 かわなみ作業所 ポップコーン 飛翔の里第二生活の家 陽光園 でいあい はだし工房共働作業所 サンフレンドみわ障害者センター パリカム元気社 だいち 土岐市身体障がい者デイサービスセンター はなみずき苑 アミティ寺田 嘉百合園 池田町障害福祉サービス事業所ふれ愛の家 レインボーハートフル生活介護 オリーブ 居宅支援きざはし 林町デイセンター 西濃サンホーム 瑞穂市福祉作業所すみれの家 第二いぶき あおぞらの家 あしたのいえ 福百合園 ゆきの舞 もみじの舞 ワークショップハニー 各務原市福祉の里ぽぷら ぽぷり あじさいの家・第二あじさいの家 ふれあいの里可児 つくし リハビリランド 千手の華 オークヴィレッジ レインボーハートフル ラパン 世界ちゃんとモゲル丸先生の元気なショートステイ ここぱーくつむぎ らいふくらうどゆう

※ 卒業時の事業所名で記載してあります。

2 進学

障がい者の大学進学者数が年々増えています。令和6年度4月より国公立・私立を問わずすべての大学等で「合理的配慮」の提供が義務化されました。バリアフリー施設が整備されたり、入学後の相談などに対応するための専門窓口（障がい学生支援室など）を設置する大学も増えたりしてきているなど、障がい者が大学進学しやすい環境が整ってきています。とは言え、特別支援学校ほどの支援措置が十分に備わっているとは言い難く、自分のことは自分でできるようにして、希望する大学の施設状況や支援窓口など、自分に必要な支援は受けられるのかを十分に調べておくことが大切です。

大学・短大、専門学校等は専門性や社会性、人間性を養う場であり、教育と雇用を接続する重要な機能を有しています。高等部卒業後さらに進学することで、より深い知識と経験を得て、生活の幅を広げることができます。しかし、そのためには、自分の興味・関心や能力・適性など**自己理解**を深めることが重要となります。そのうえで、**何を学ぶのか、将来どのように生きていくのか**を明らかにし、計画的に**必要な学力**をつけたり、**資格**を取得したりする必要があります。さらに通学方法、大学での生活など**自立した生活**への展望をもつことも大切です。大学等への進学を希望している人は、これらの内容について家族で話し合ってみましょう。より具体的な進学先や、今、努力すべき事柄が見えてくるでしょう。

- ①**自己理解**（興味・関心・能力・適性・障がい）を深める
- ②**何を学びたいか**（身に付けたい専門的知識・技能・資格）を自分の言葉で話せる
- ③**基礎学力**（定期考査の重視、漢検準2級以上、平均評定3.5以上など）を身に付ける
- ④**自立した生活**（通学方法 障害福祉サービス等の利用）への展望をもつ

（1）進学対策

進学対策として、希望者を対象に基礎力診断テスト等の業者模試を学校で実施することも可能です。さらに進路週間中には進学希望者を対象に集中学習を実施しています。基礎学力が不十分な場合は、宿題だけでなく計画的に家庭学習するようにしてください。特に受験科目については勉強の方法を工夫したり、添削の指導を受けたりするなど、大学受験に向けた学習対策をはじめてください。

なお、受験での配慮、入学してからの施設・設備等について、大学見学やオープンキャンパスに参加するなど情報を収集することが必要です。

（2）進学先について

① 国公立大学

国公立大学の入試は、大学入学共通テストと、各校が独自に行う個別学力検査（二次試験）によって行われます。共通テスト終了後自己採点を行い、その結果を見て志望校に申し、個別学力検査（二次試験）を受け合否が決定します。大学によって異なりますが、大学入学共通テストの受験の出題科目は、国語、数学、外国語（含リスニング）、理科、地歴、公民、情報の7教科21科目などと多くなっており、志望する大学が指定する科目

を選択して受験します。本校では履修できない科目が希望大学の必須科目となっている場合もあるので、入学後すぐに入試対策をはじめなければなりません。希望者はできるだけ早く申し出てください。なお、国公立大学にも推薦入試がありますが本校からの推薦は難しい状況です。

② 私立大学

一般入試では、選考方法として学科試験を実施するのが一般的です。入試の科目数は、大学や学科によって様々ですが、文系は国語、英語、地歴、公民からの3教科型が主です。理系の場合は数学や理科が課せられます。大学入学共通テストだけで合否を決める方法や、総合型選抜（旧AO入試）等、選考方法が多様化しているので、早めに希望する大学等の入試情報を確認することが大切です。推薦入試の場合は、小論文や面接が課せられることが多いので、しっかり準備する必要があります。推薦入学には大学が示す推薦基準があります。調査書の評定に基準がある場合が多くなっています。どの科目においても毎日の授業を大切にし、定期試験には真剣に取り組んでください。大学によっては様々な資格や検定取得が推薦入試に有利な場合があるので、希望大学の入試要項で確認し、在学中に挑戦していくとよいでしょう。

③ 通信制大学

通信制大学は主としてテキストなどを用いて学習して卒業に必要な単位を修得していく大学がほとんどです。年に数回大学に通って学ぶスクーリングがある学校もあります。学び方は大学によって異なりますので、大学ごとに確認してください。

④ 専門学校

専門学校は、実社会ですぐに役立つ専門的な知識・技術を身に付けるための教育機関で、教育内容は将来の職業と深く結びついたものになっています。修業年限は1～3年で医療系、情報処理系、調理系、工業系、教育社会福祉系等があります。自分の希望をはっきりさせたうえで、学習方法、バリアフリーの状況などを実際に見学し、専門的な知識・技術を身に付けられるかを検討し選択してください。

専門学校の入試は、分野・学科によってかなり違います。大学並の学科試験を課すところもあれば、受付順で入学を許可する学校もあります。書類審査も厳しく審査する学校もあれば、事実上フリーパスの学校もあります。選考方法は推薦入試と一般入試とがあります。大学進学希望者と同様、在学中に基礎学力を身に付けておきましょう。

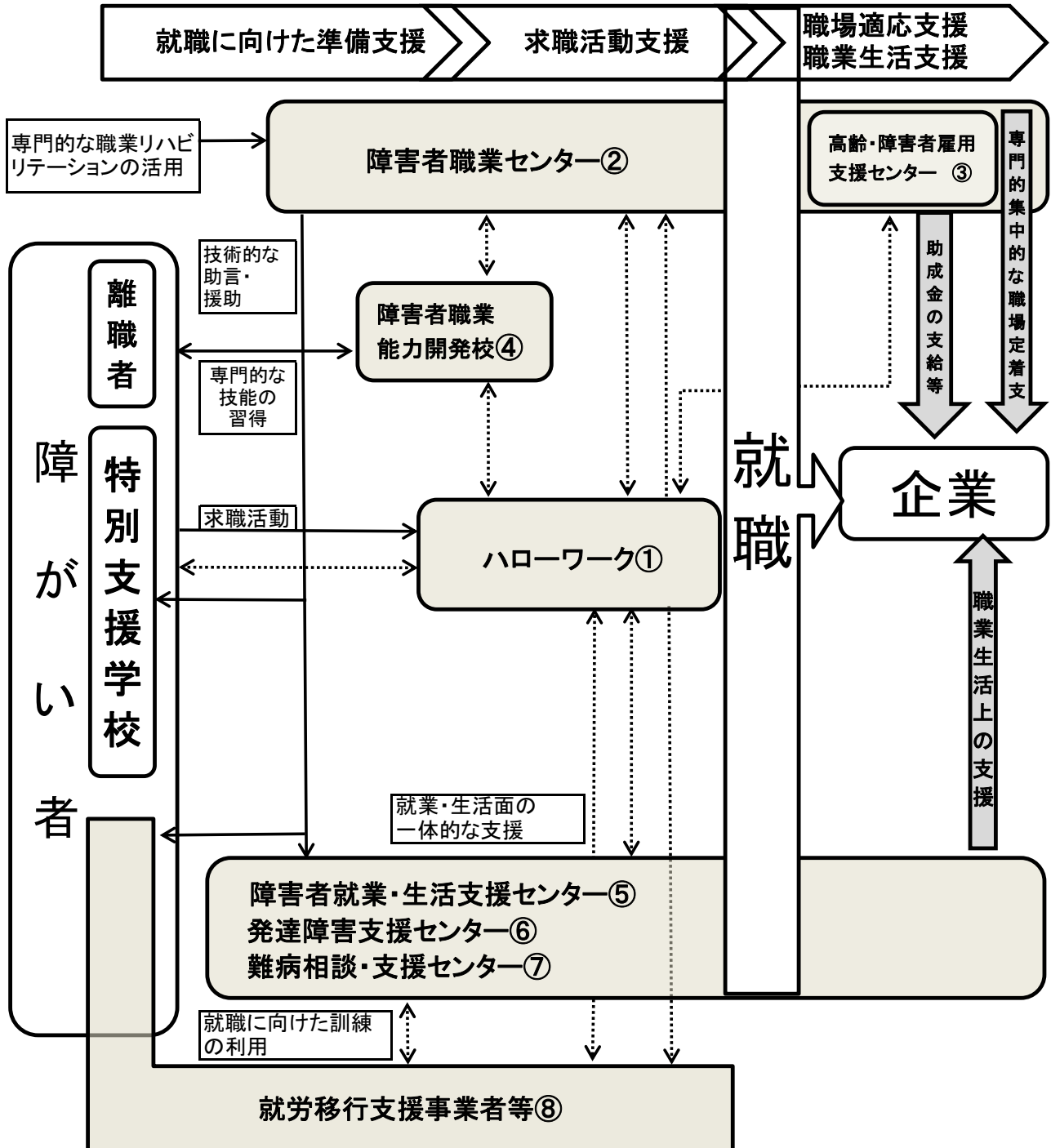
（3）学費について

大学や専門学校への納入金と通学や生活にかかる費用についても考えておく必要があります。大学や専門学校によって、金額は様々です。さまざまな奨学金制度等もあります。事前によく調べておきましょう。

3 就職

社会に出て働くためには、いろいろな職業について知り、実際に仕事を体験することを通して、働く上で必要な知識や態度を身に付けることが大切です。また、自分の興味・関心や能力・適性など自己理解を深めることも重要となります。その上で、働くことだけでなく通勤手段など、自立した生活を送るために何を身に付けておく必要があるかを考え、展望をもつことも大切です。これらの内容について家族で話し合ってみましょう。今、努力すべき事柄が見えてくるでしょう。

(1) 就職を支援する機関



◀.....▶ は連携関係を示す

① ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークでは、障がい者各人の障がい特性とニーズに応じた、きめ細かな職業相談を行っています。このためにハローワークには、障がい者の職業相談、職業紹介を専門的に行う担当者が配置されています。

ハローワーク 関（関公共職業安定所 管轄区域：関市 美濃市）
〒501-3803 関市西本郷通 4-6-10 TEL 0575-22-3223

※ 学校を卒業後は居住地を管轄するハローワークが担当になります。

※ 県内のハローワーク（公共職業安定所）の所在地と担当地域は「岐阜県障がい者福祉の手引」をご覧ください。

② 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）

障がい者と高齢者等の雇用支援を一体的に実施することを目的として、設立された組織であり、障がい者関係業務として、次の業務を行っています。

（ア）障害者職業センターの設置及び運営

（イ）障害者職業能力開発校の運営

（ウ）障害者雇用納付金関係業務（納付金の徴収、助成金等の支給、障がい者技能競技大会の開催、障がい者雇用に関する講習・啓発等）

（ア）地域障害者職業センター

障がい者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障がい者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施しています。

岐阜障害者職業センター
〒502-0933 岐阜市日光町 6-30 TEL 058-231-1222

- ・職業相談、職業評価
- ・職業準備支援
- ・ジョブコーチ支援
- ・リワーク支援

※職業センターの利用においては、費用は無料です。（但し、交通費、昼食代等は自己負担）

（イ）障害者職業能力開発校

国立職業リハビリテーションセンター【中央障害者職業能力開発校】
〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2 TEL 04-2995-1711

中央広域障害者職業センターと中央障害者職業能力開発校から構成され、障がい者に対して一貫した職業リハビリテーションを実施しています。

当センターの特徴は、隣接する国立障害者リハビリテーションセンターが行う医療リハビリテーションと密接な連携をとりながら、障害者職業カウンセラーと職業訓練指導員を配置して、職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施しています。

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター【吉備高原障害者職業能力開発校】
〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川 7520 TEL 0866-56-9000

国立吉備高原職業リハビリテーションセンターは旧労働省により昭和62年に設置され独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営しています。

当センターでは、同敷地内に設置されている吉備高原医療リハビリテーションと密接な連携を図りながら、障害者職業カウンセラーと職業訓練指導員を配置して、求職中の障がい者に対し職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施しています。また、在職中の方を対象としたレベルアップ、職種転換を行うための短期課程の職業訓練を企業ニーズに合わせて、オーダーメイドで実施しています。寮の利用が可能です。

(ウ) 岐阜支部

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岐阜支部
〒500-8842 岐阜市金町 5-25 G-front II 7階 TEL 058-265-5823

A 高齢者雇用支援業務

各種助成金：奨励金の申請受付、高齢者雇用に関する相談・援助

B 障害者雇用支援業務

障害者雇用納付金等の申告・申請受付、各種助成金の申請受付
障害者雇用に関する講習・啓発活動、地方アビリンピックの開催

③ 障害者職業能力開発校

職業能力開発促進法に基づき、ハローワーク、障害者職業センター等の関係機関との密接な連携のもとに、訓練科目・訓練方法等に特別の配慮を加えつつ、障がいの状態等に応じた公共職業訓練を実施しています。また、企業に雇用されている障がい者に対して、多様な職務内容の変化にも迅速に対応できるよう、在職者訓練を実施しています。

障害者職業能力開発校は全国19カ所（国立13校、都道府県立6校）に設置されています。

愛知障害者職業能力開発校

〒441-1231 愛知県豊川市一宮町上新切 33-14 TEL 0533-93-2102

訓練科目 訓練期間1年

ITスキル科 OAビジネス科 CAD設計科 デザイン科 総合実務科（知的障がい者対象）

岐阜県立障がい者職業能力開発校

〒502-0841 岐阜市学園町 2-33（岐阜メモリアルセンター西側「ぎふ清流福祉エリア」内）

TEL 058-201-4511

訓練科目 訓練期間1年

基礎実務科 OAビジネス科 Webデザイン科

④ 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着に当たって就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障がい者を対象として、身近な地域で、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、都道府県知事が指定する一般社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動（NPO）法人等が運営しています。

<業務内容>

就業及びこれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

【就業面での支援】

- ・事業所に対する障がい者の雇用管理に係る助言
- ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・就職活動の支援
- ・職場定着に向けた支援
- ・関係機関（公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等）との連絡調整

【生活面での支援】

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- ・関係機関との連絡調整

岐阜障がい者就業・生活支援センター

〒500-8314 岐阜市鍵屋西町 2-20 多恵第 2 ビル 1F TEL 058-253-1388

活動区域：岐阜市（長良川以南）、羽島市、瑞穂市、岐南町、笠松町、北方町

清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ

〒502-8503 岐阜市学園町 2-33

TEL 058-215-8248

活動区域：岐阜市（長良川以北）、各務原市、山形市、本巢市

ひまわりの丘障がい者就業・生活支援センター

〒501-3938 関市桐ヶ丘 3-2

TEL 0575-24-5880

活動区域：関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡

⑤ 発達障がい者支援コンシェルジュ設置事業

発達障がい者の支援を専門に行う相談員を各圏域の障害者就業・生活支援センターに配置し、就労に重点をおいた相談・支援を行います。

清流障がい者就業・生活支援センター ふなぶせ

〒502-8503 岐阜市学園町 2-33 TEL 058-215-8248

ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター

〒501-3938 関市桐ヶ丘 3-2 TEL 0575-24-5880

⑥ 難病相談・支援センター

難病患者・家族等の療養上、生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、電話や面談等による相談、患者会などの交流促進、就労支援など、難病患者が有する様々なニーズに対応した相談支援を行っています。

難病生きがいサポートセンター（岐阜県難病団体連絡協議会）

〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 TEL 058-273-0870

⑦ 自立支援給付等で受けられる就労系サービス（訓練等給付）

障害者総合支援法に基づく自立支援給付に係る支給決定を受けることにより、各種サービスを受けることができます。

ア 就労移行支援事業

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、一定期間（原則2年間）、生産活動、職場体験その他の活動の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

イ 就労継続支援事業（A型） 問い合わせ先：就労継続支援事業（A型）事業者

障害や難病により一般企業での就職が困難な方に対し、事業所と「雇用契約」を結んで働く機会を提供する福祉サービスです。また、この就労の機会を通じて一般企業における就労に必要な知識・能力が高まった者に対して、一般企業における就労への移行に向けた支援を行います。

原則として事業主と対象障がい者との間で、雇用契約を締結しますので、最低賃金以上の給与が保障されたり、就労（労働）条件が労働基準法等の労働関係法令に基づき定められたりします。また、要件を満たす場合は労働保険等が適用されますので、必要な手続きを行ってください。利用期間の制限はなく、長期的に働くことが可能です。

ウ 就労継続支援事業（B型） 問い合わせ先：就労継続支援事業（B型）事業者

就労経験があるが年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった障がい者、就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援事業（B型）の利用が適当と判断された障がい者等を対象に、事業所内において就労の機会や生産活動の機会を提供します。また、この就労や生産活動の機会を通じて知識・能力が高まった者について、A型や企業等における就労への移行に向けた支援を行います。

このB型においては、A型と異なり、事業主と対象障がい者との間で雇用契約は締結しません。そのため、体調や特性に合わせた通所日数や作業時間を柔軟に調整できたり、安心して働ける環境が整っています。

エ 就労選択支援事業 問い合わせ先：就労選択支援事業所

令和7年10月より、開始されたサービスです。障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援します。利用期間は原則1か月です。

就労選択支援事業所 ウィング

〒501-3932 関市稲口760-4 TEL 080-7694-8050

⑧ 岐阜県障がい者総合就労支援センター

「就労支援」「職業訓練」「職業紹介」「定着支援」の4つの機能を備え、障がい者の一般就労を総合的に支援します。ぎふ清流福祉エリア内に下記の機関が入居しています。

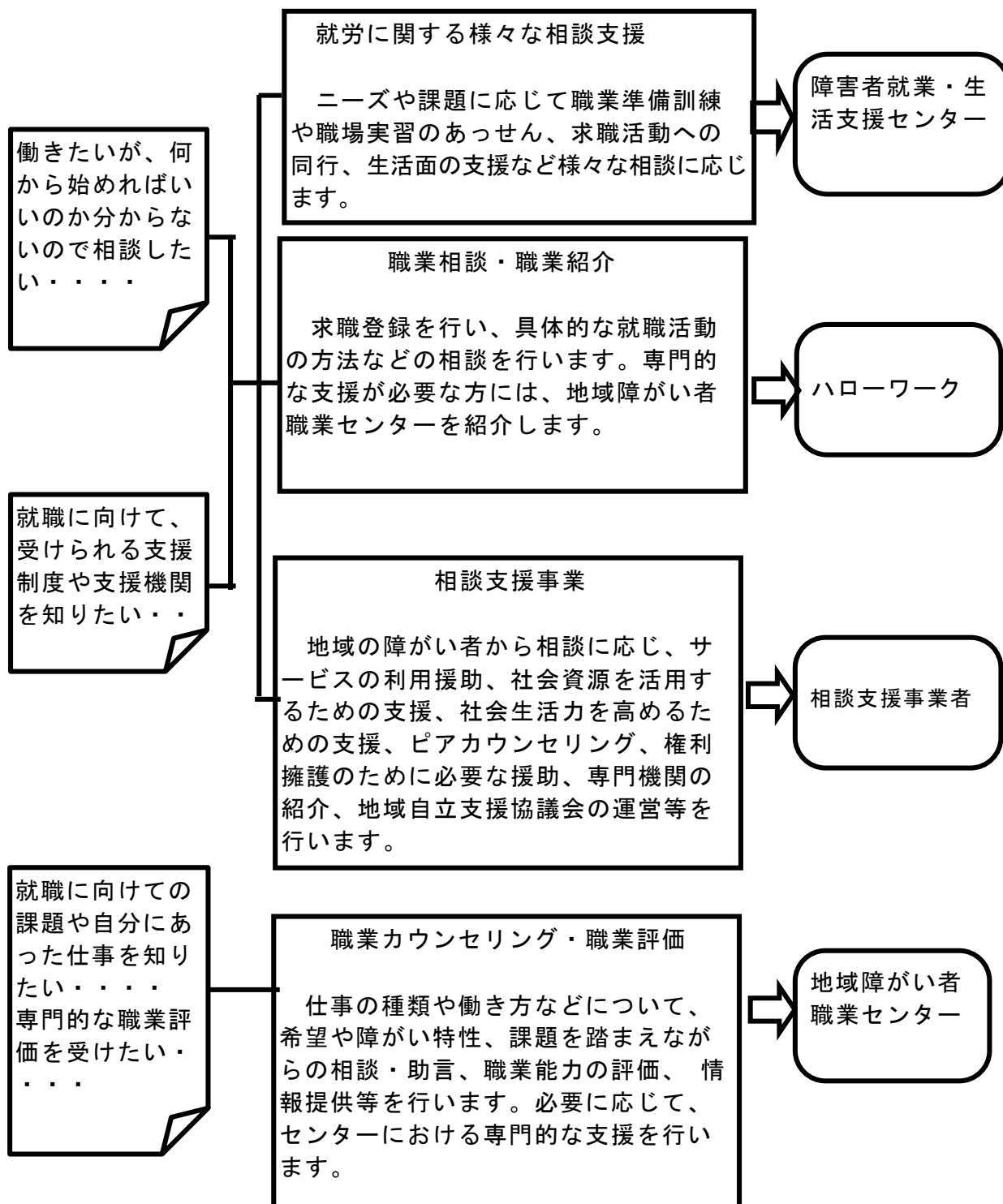
〒502-8503 岐阜市学園町2-33（ぎふ清流福祉エリア内） TEL 058-201-4510
--

入居機関	機能	電話
岐阜県障がい者雇用企業支援センター	就労支援	058-215-0582
岐阜県立障がい者職業能力開発校	職業訓練	058-201-4511
岐阜県立ハローワーク	職業紹介	058-215-8609
障害者就業・生活支援センター	定着支援	058-215-8248
岐阜市超短時間ワーク応援センター	就労支援、定着支援	058-215-8280

(2) 障がい者雇用に関する各種援助

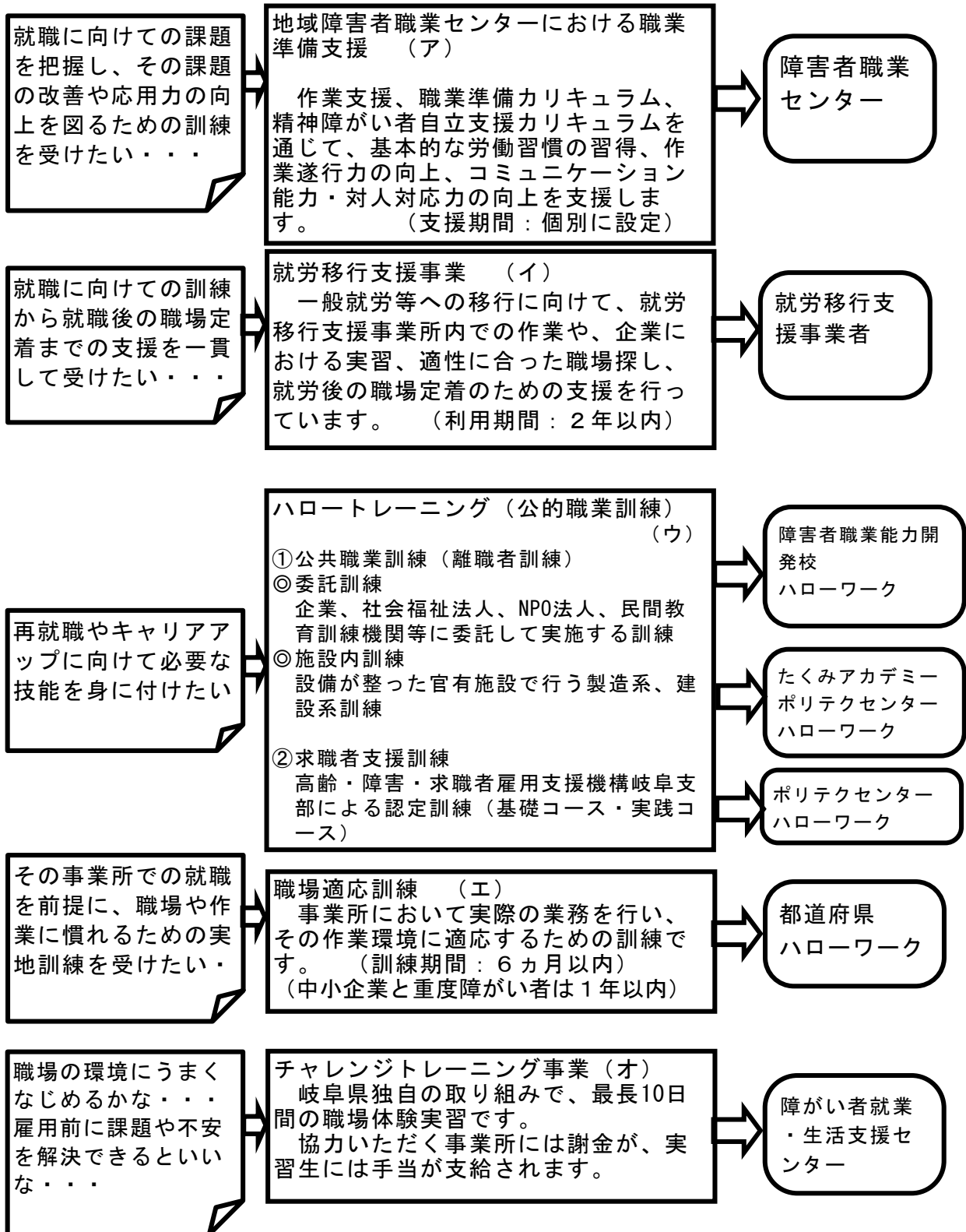
① 就職に向けての支援

支援メニュー



② 就職に向けての準備、訓練

支援メニュー



(ア) 職業準備支援 問い合わせ先：ハローワーク、岐阜障害者職業センター

障がい者の個々のニーズに応じて、模擬的就労場面を利用した作業、職業や就職に関する知識についての講習などを活用し、基本的な労働習慣の体得や社会生活技能の向上など、就職、復職、職場適応に向けた支援を実施します。

(イ) 就労移行支援事業 問い合わせ：就労移行支援事業者

企業における就労を希望する障がい者や技術を習得し在宅で就労・起業を希望する障がい者を対象に、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、事業所内や企業における作業・実習の実施、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行い、就労に必要な知識及び能力の向上、企業等とのマッチング等を図り、企業等への雇用や在宅就労等に結びつけます。標準的な支援期間は24カ月で、障がい者と事業者は雇用契約を結びません。

(ウ) ハロートレーニング（公的職業訓練） 問い合わせ：ハローワーク

ハロートレーニングには、「公共職業訓練」と「求職者支援訓練」の2種類があります。この二つには、対象者に大きな違いがあります。

公共職業訓練は、主に雇用保険受給者が対象で、比較的長期間のコースもあり、広範なスキル習得や長期的なキャリア形成を目指す側面があります。一方、求職者支援訓練は雇用保険を受給できない求職者に向けて、再就職に必要な資格習得を目指します。

ハロートレーニングの訓練における受講料は原則無料（一部有料講座もあり）で、テキスト代などの実費は自己負担となります。

①公共職業訓練 問い合わせ先：ハローワーク、岐阜県労働雇用課

公共職業訓練とは、失業者や求職者、転職希望者が就職に必要な技能及び知識を習得することです。就職に役立つ知識や技能を身に付け、実践的な講座を通してマスターすることができ、再就職やキャリアアップを目指すための公的な支援制度です。

公共職業訓練は、離職者向けや在職者向け、学卒者向けがあり、そのうち離職者向け訓練には、施設内訓練と委託訓練があります。

◎委託訓練

都道府県が民間の教育訓練機関などに委託して実施します。委託訓練では、IT、事務経理、情報処理、介護、医療・福祉、建設機械運転、CAD 等等多様な職種に対応した幅広い分野が提供されています。

訓練期間は、短期コース2か月～6か月、長期コースは2年間となっています。

◎施設内訓練

職業能力開発校（岐阜県立国際たくみアカデミー）やポリテクセンター岐阜（高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部）など訓練設備が整えられた官有施設で行う民間訓練機関では実施が難しい製造系、建設系訓練です。

(エ) 職場適応訓練 問い合わせ：ハローワーク、岐阜労働局

都道府県知事が事業主に委託し、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の能力に適

した作業について6カ月以内（中小企業及び重度障がい者の場合は1年以内）の実施訓練を行い、それによって職場の環境に適応することを容易にし、訓練修了後は事業所に引き続き雇用してもらおうという制度です。

訓練期間中、委託した事業主に対し訓練生1人につき月額24,000円（重度障がい者の場合25,000円）の委託費が支給され、訓練生に対しては訓練手当（雇用保険受給資格者の場合は雇用保険の基本手当）が支給されます。

また、職場適応訓練には、短期での訓練もあります。

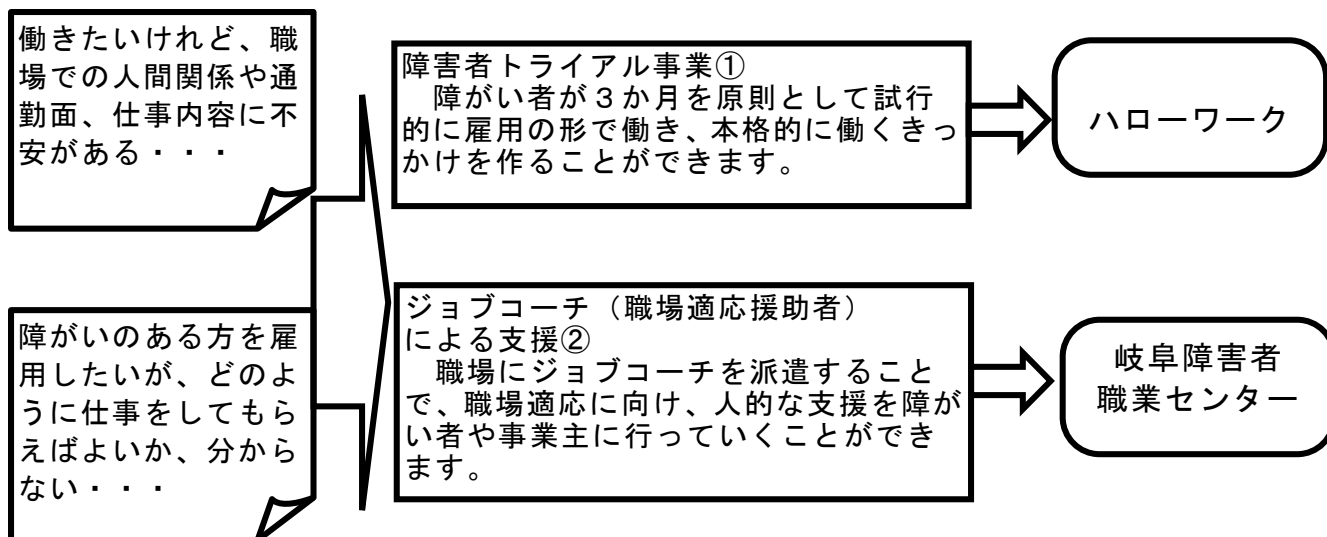
上記の訓練と同様に都道府県知事が事業主に委託して行う職場適応訓練制度ですが、障がい者に対し実際に従事することになる仕事を経験させることにより就業の自信を与え、事業主に対しては障がい者の技能の程度や職場への適応性の有無を把握させることを目的とした職場実習を行うものです。したがって、この職場実習の期間は原則として2週間以内（重度障がい者の場合は原則として4週間以内）の短期で、事業主に対し訓練生1人につき日額960円（重度障がい者の場合1,000円）の委託費が支給され、訓練生に対しては訓練手当が支給されます。

(オ) チャレンジトレーニング事業 問い合わせ先：岐阜県障がい者総合就労支援センター、障がい者就業・生活支援センター

「チャレンジトレーニング事業」は、岐阜県独自の取り組みで、最長10日間の職場体験実習です。有期雇用契約ではなく覚書を交わします。実習生の給料も、万が一に備える労働保険も不要です。ご協力いただく事業所には謝金（実習生一人につき一日当たり2,000円（予定））が支給されます。

※R8年度4月時点での予定の事業となります。

(3) 就職活動、雇用前・定着支援



① 障害者トライアル雇用事業 問い合わせ先：ハローワーク

障害者トライアル雇用事業は、障がい者を一定期間（有期契約）、トライアル（試行）雇用することにより、適性や能力を見極め、本人及び事業主の相互理解を促進することを通じて、トライアル雇用終了後に継続雇用へ移行することを目的とした事業です。対象は雇用保険の適用事業の事業主で、国、地方公共団体及び特定独立行政法人は対象となりません。トライアル雇用実施

期間は原則として3カ月間（精神障害者は原則6カ月）で、ハローワーク等の職業紹介により、事業主と対象障がい者との間で有期雇用契約を締結します。トライアル雇用期間を途中で中断させて常用雇用に移行することも可能です。3カ月の期間を経過し常用雇用に至らなかった場合は、契約期間満了による終了となります。ただし、契約期間中に事業主の都合で中止した場合は解雇の扱いとなります。トライアル雇用開始前から、地域障害者職業センター等が実施する各種職業リハビリテーションサービスを利用することができます。

② ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援 問い合わせ先：岐阜障害者職業センター

知的障がい者、精神障がい者等の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かな人的支援を行います。地域障害者職業センターにジョブコーチを配置（※1）して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置（※2）し、地域障害者職業センターと連携しながら、職場適応援助者助成金を活用して支援を実施します。

※1 「配置型ジョブコーチ」と呼びます。

※2 社会福祉法人等が配置するものを「訪問型ジョブコーチ」、事業主が自ら配置するものを「企業在籍型ジョブコーチ」と呼びます。

ア ジョブコーチによる支援のポイント

- a 雇用の前後を問わず、必要なタイミングで支援を行います。
- b 障がい者が職場に適応できるよう、ジョブコーチを職場に派遣し、直接的・専門的支援を行います。
- c 障がい者自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても、障がい者の職場適応に必要な助言を行い、また、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案します。
- d 事業所の支援体制を整備し、障がい者の職場定着を図ることが目的です。支援の主体を事業所の担当者に徐々に移行していきます。

イ 支援の契機

- a 就職時（雇用前又は雇入れと同時に支援を開始）
- b 配置転換や人事異動といった職場環境の変化等により職場適応上の問題が生じたとき

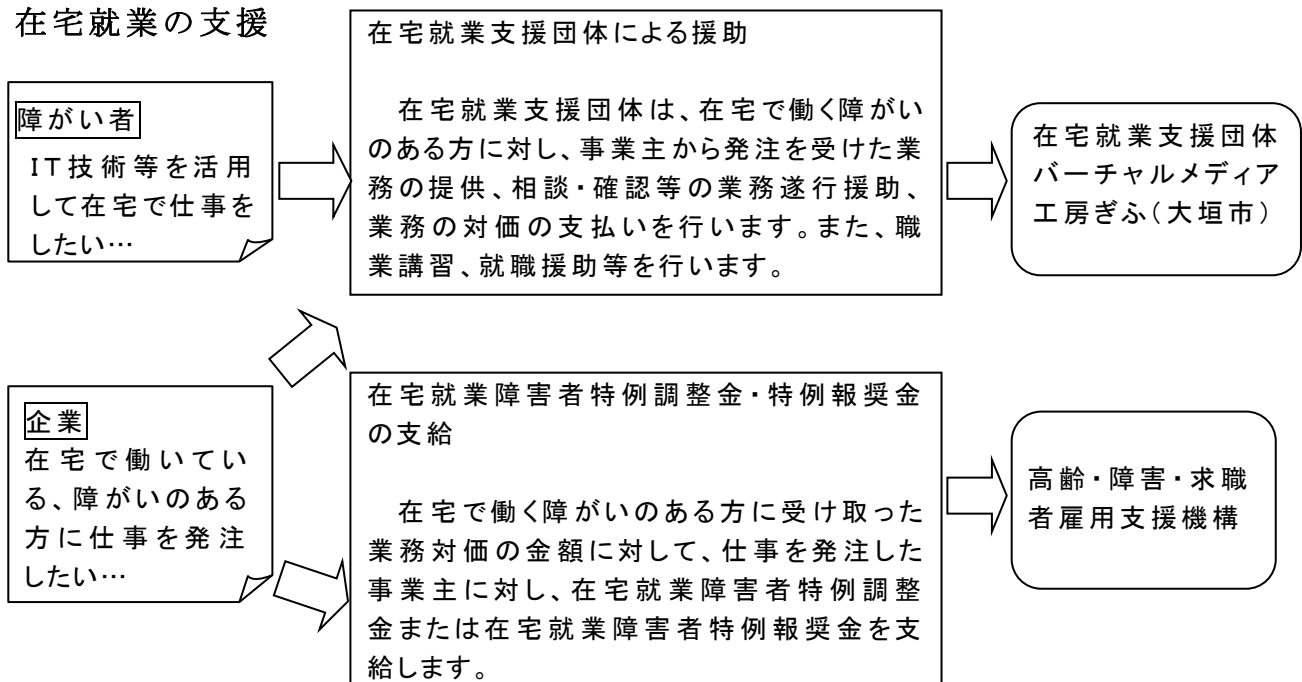
ウ 支援期間等

- a 個別に必要な期間を設定します（標準は2～4カ月）。
- b ジョブコーチによる支援は永続的に行うものではなく、直接障がい者と事業主に支援を行いながら上司や同僚に適切な支援方法を伝え、職場適応上の課題が改善されて、職場内での上司や同僚からの支援が適切に行われるようになった段階で支援を終了します。また、支援終了後も、必要なフォローアップを行います。

③ 在宅就業に対する支援

問い合わせ先：ハローワーク、岐阜高齢・障害者雇用センター

在宅就業の支援



障がい者の職業的自立の確保のための措置の一環として、障がい者の多様な働き方の選択肢のひとつとして、事業主による在宅障がい者への仕事の発注を奨励し、在宅就業障がい者の仕事の確保を支援します。

具体的には、障害者雇用納付金制度において、在宅就業障がい者（自宅等において就業する障がい者）に仕事を発注する企業に対して、特例調整金・特例報奨金を支給します。

また、企業が在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）を介して在宅就業障がい者に仕事を発注する場合にも、特例調整金・特例報奨金を支給します。

在宅就労支援制度の対象となる範囲

ア 対象となる障がい者

障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度の対象者と同様、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）が対象となります。

ただし、雇用されている者は、在宅就業障がい者から除かれます。

イ 対象となる就業場所

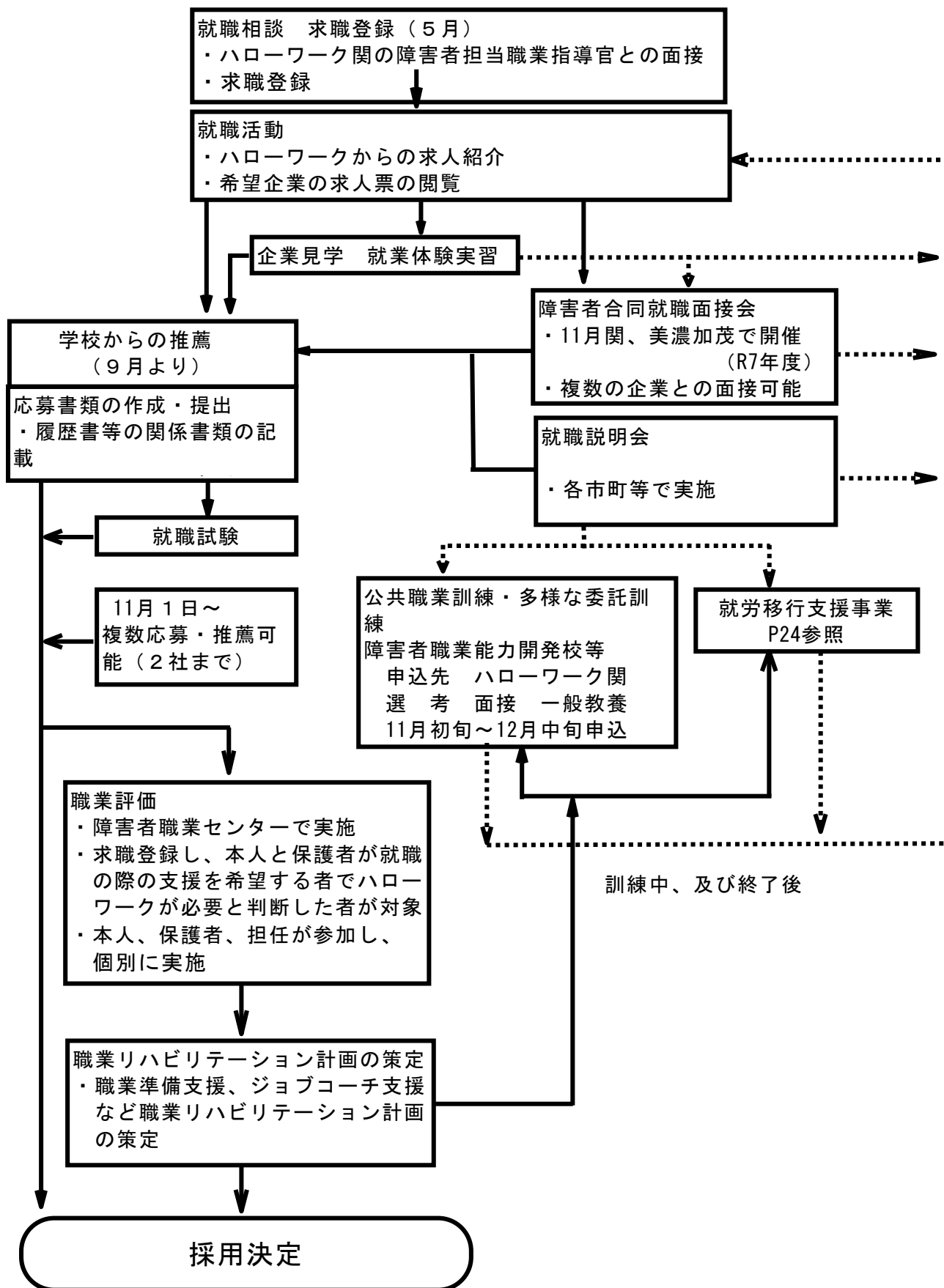
自宅のほか、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所、地域活動支援センター等なお、障がい者の方が、福祉施設の利用者（自立支援給付等の受給者）であっても対象となります。

ウ 対象となる業務

物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務が対象となっており、対象業務には特段の限定はありません。

(4) 進路決定（採用）までの流れ

進路を決め、採用されるまでの流れは下図のとおりです。



4 障害福祉サービス事業所を利用した進路について

高等部卒業後の活動の場として、障害福祉サービス事業所の利用を希望する生徒もいると思います。サービスを利用して生活するためには心身が健康であり、規則正しい生活習慣を身に付けておくことが大切です。その上で利用者や支援を行う方々と関わりながら、いろいろな活動に取り組めるように、あいさつ、自分の思いを伝える等コミュニケーションの力を付けることが大切なこととなります。

障がい福祉サービス事業所の事業はそれぞれに異なっており、自分に合った事業所を選ぶことが大切になります。そのために早いうちから事業所を見学したり、事業所が実施しているサービスを利用してみたりすることが大切です。

また、利用に当たっての手続き等、居住する市町の福祉事務所と連携して情報収集をしていくことが必要になります。

V 障害福祉サービスの利用

1 自立支援給付制度および地域生活支援事業で受けられるサービス

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付（介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付・計画相談支援給付等）および、地域生活支援事業により、各種サービスを受けることができます。在学中から受けることができるサービスもあります。

給付の種類	サービス名	内 容
介 護 給 付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療育上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般企業等に新たに雇用された人の就労継続を図るため、関係機関との連絡調整や、日常生活・社会生活を営む上での相談、指導、助言等の支援を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	自立生活援助	一人暮らしを希望する人に、自立した日常生活を送る上で必要な情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等の環境整備に必要な援助を行います。
	共同生活介護（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
	就労選択支援	就労先や働き方についてより良い選択ができるように就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
支 地 域 援 給 相 付 談	地域移行支援	入所・入院をしている人のうち、地域生活への移行のために支援を行います。
	地域定着支援	居宅で単身等で生活する人のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保等の緊急時等に相談や必要な支援を行います。
支 計 援 画 給 相 付 談	計画相談支援	障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業所等との連絡調整を行います。
地 域 生 活 支 援 事 業	成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難である人を対象に費用を補助します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、ガイドヘルパーを派遣して外出支援を行います。
	地域活動支援センター	創作活動または生産活動の機会を提供、社会との交流等を行います。
	その他の事業	訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等
	相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業等	

※障がい児を対象にしたサービスとしては、児童福祉法による障害児通所給付「放課後等デイサービス」もあります。

2 障害福祉サービス利用の手続き

障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

- ① 障がい者の心身の状況(障害程度区分)
- ② 社会活動や介護者、住居などの状況
- ③ サービスの利用意向
- ④ 訓練・就労に関する評価を把握して、その上で支給決定が行われます。

<障害支援区分とは>

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い)です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。調査項目は、

- ① 移動や動作等に関連する項目(12項目)
- ② 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)
- ③ 意思疎通等に関連する項目(6項目)
- ④ 行動障害に関連する項目(34項目)
- ⑤ 特別な医療に関連する項目(12項目)の80項目となっております、

各市町村に設置される審査会において、この調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定します。

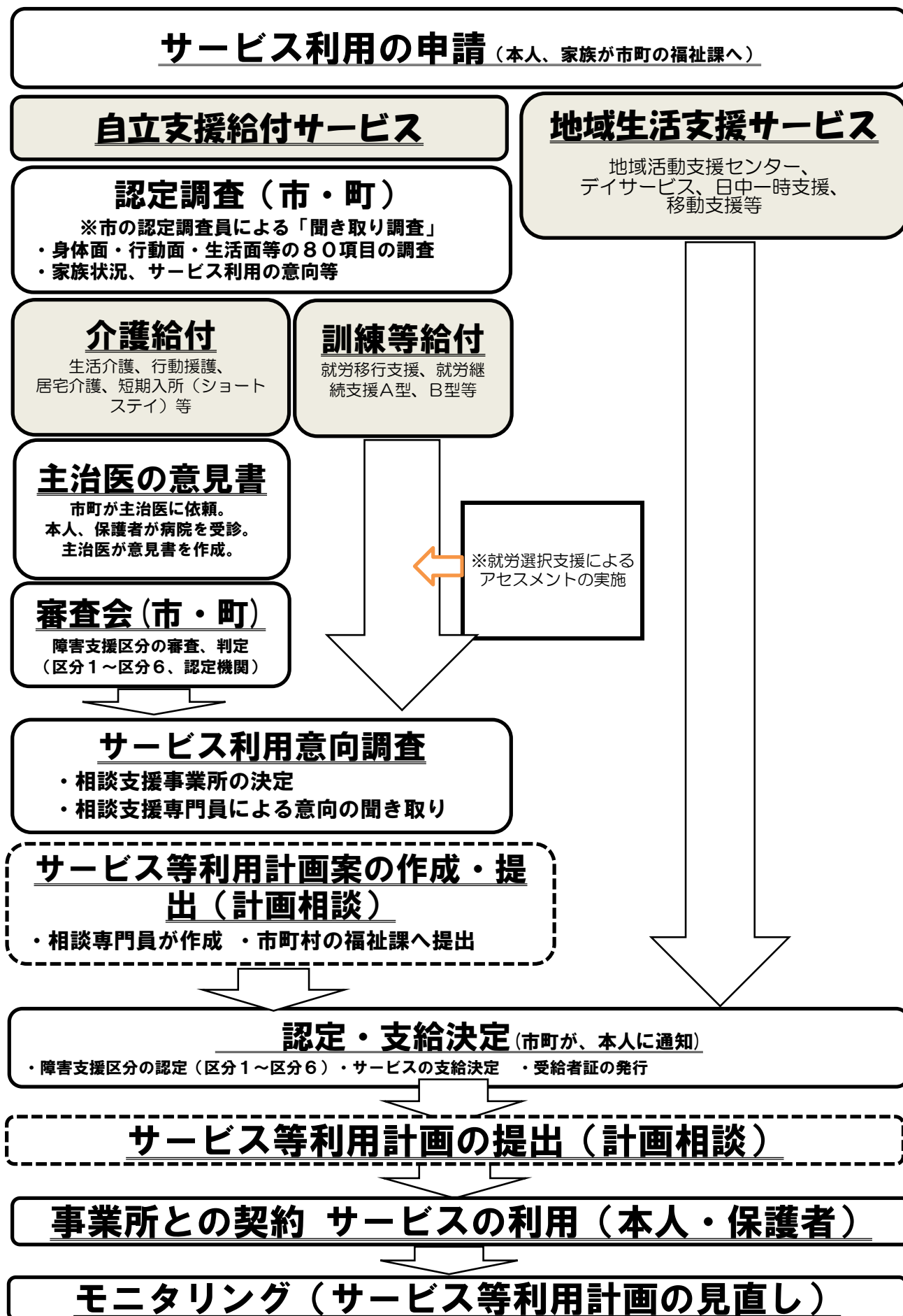
障害支援区分の認定調査項目(80項目)

1. 移動や動作等に関連する項目(12項目)				
1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移乗	
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩行	
1-9 移動	1-10 衣服の着脱	1-11 じょくそう	1-12 えん下	
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)				
2-1 食事	2-2 口腔清潔	2-3 入浴	2-4 排尿	
2-5 排便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理	
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危険の認識	2-12 調理	
2-13 掃除	2-14 洗濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用	
3. 意思疎通等に関連する項目(6項目)				
3-1 視力	3-2 聴力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解	
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	-	-	
4. 行動障害に関連する項目(34項目)				
4-1 被害的・拒否的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転	4-5 暴言暴行
4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支援の拒否	4-9 徘徊	4-10 落ち着きがない
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す	4-15 不潔行為
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止	4-20 不安定な行動
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動	4-25 過食・反すう等
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい	4-30 話がまとまらない
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水	-
5. 特別な医療に関連する項目(12項目)				
5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透析	5-4 ストーマの処置	
5-5 酸素療法	5-6 レスピレーター	5-7 気管切開の処置	5-8 疼痛の看護	
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じょくそうの処置	5-12 カテーテル	

内閣府ホームページより

(1) 計画相談とサービス利用の流れ

事業所への通所、短期入所、居宅介護（ホームヘルプ）等、障害者総合支援法に関わる福祉サービスを利用するためには「計画相談」が必要となります。相談支援事業所の相談支援専門員がその人がどんな暮らしをしたいのか、そのために何のサービスをどのように利用するのか、一人ひとりに応じた「サービス等利用計画」を作成することになっています。この手続きを「計画相談」といいます。



3 岐阜県障がい者福祉の手引き（HP版）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1415.html>

障がいのある人が受けることのできる福祉サービスや制度の内容、その利用方法などについて概略を説明したものです。また、各市町村における指定障害福祉サービス事業者等の一覧もご覧いただけます。見学や実習先を探すのにも便利です。全編ダウンロード可能です。「岐阜県障がい者福祉の手引き」と入力して検索しても大丈夫です。アクセスして活用しましょう。

岐阜県障がい者福祉の手引

記事ID：0001415 2025年9月16日更新 [障害福祉課](#) [印刷ページ表示](#) [大きな文字で印刷ページ表示](#)

この手引は、障がいのある方が受けることのできる福祉サービスや制度の内容、その利用方法などについて概略を説明したものです。必要な方は、下記からダウンロードすることができます。
なお、手引は各市町村の障がい福祉担当課（岐阜市を除く）、県事務所福祉課（西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃、恵那、飛騨）、県保健所（岐阜、西濃、関、可茂、東濃、恵那、飛騨）、岐阜県庁障害福祉課でも配布しています。

こちらから
ダウンロードできます

[岐阜県障がい者福祉の手引（全体版） \[PDFファイル/19.19MB\]](#)

[表紙 \[PDFファイル/6.8MB\]](#)

[目次 \[PDFファイル/1.02MB\]](#)

[障がいに関する相談について \[PDFファイル/1.25MB\]](#)

1. 相談支援事業について
2. 障がい全般に関する相談について
3. 専門的な相談事業等について

